

2019年9月吉日

お取引先様各位

名菱テクニカ株式会社



消費税法改正に伴う対応のお知らせ

拝啓 貴社ますますご発展のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

表題の件につきまして、2019年10月1日からの改正消費税法施行に伴い、弊社請求書の対応は下記の通りとさせていただきます。

ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 消費税率8%から10%への切り替え

消費税率変更となる2019年10月1日以降検収分のご請求につきましては、新消費税率10%を適用させていただきます。

なお、検収日は取引完了とした受領印の日付といたします。

- (1) 2019年9月30日以前の検収分 : 消費税率8%でのご請求
- (2) 2019年10月1日以降の検収分 : 消費税率10%でのご請求

2. その他問い合わせ

- (1) 消費税法改定に伴う納期変更は行えませんのでご理解をお願いいたします。
- (2) 本件に関しご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

TEL 052-723-7920

営業部メールアドレス : Meiryō.Sales@nd.MitsubishiElectric.co.jp

以上